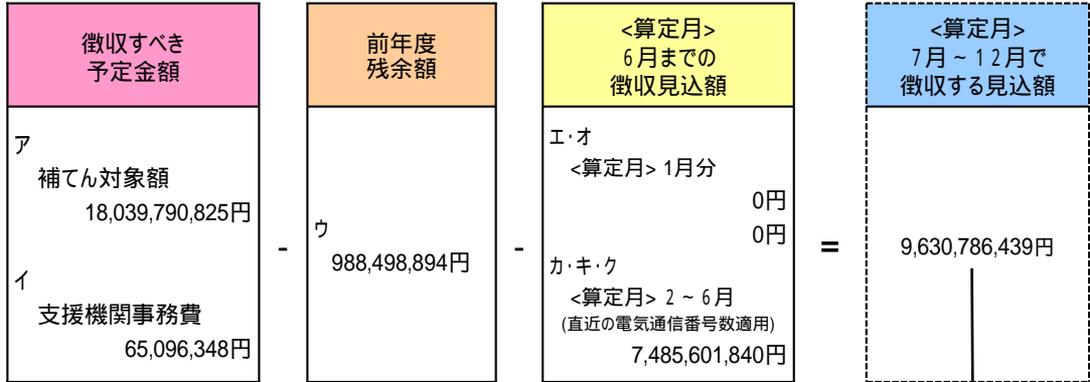


修正合算番号単価の算定

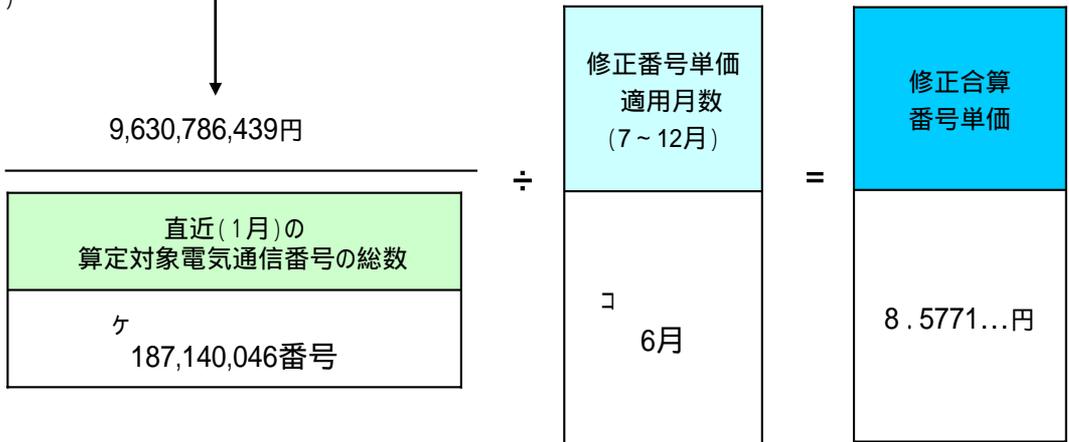
1. 算定の考え方

- (1) <算定月> 7月～12月で徴収する見込額の算出。
 (2) (1)で算出された数値を直近の算定対象電気通信番号の総数と修正番号単価適用月数で除する。

(1)



(2)



2. 具体的な算定方法

ア	補てん対象額の合計額	18,039,790,825円
イ	支援機関の支援業務に係る費用の額	65,096,348円
ウ	適格電気通信事業者ごとの前年度残余额の合計額	988,498,894円
エ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額の合計額	0円
オ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額の合計額	0円
カ	合算番号単価	8円
キ	直近の算定対象電気通信番号の総数	187,140,046番号
ク	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月～6月)	5月
ケ	直近の算定対象電気通信番号の総数	187,140,046番号
コ	修正番号単価の適用を開始する月から最終算定月(見込み)までの月数(7月～12月)	6月

修正合算番号単価

$$\begin{aligned}
 &= \{ 18,039,790,825円 + 65,096,348円 \\
 &\quad - 988,498,894円 \\
 &\quad - 0円 \\
 &\quad - 0円 \\
 &\quad - (8円 \times 187,140,046 \text{ 番号} \times 5月) \} \text{ 左記()} = 7,485,601,840 \\
 &\div 187,140,046 \text{ 番号} \\
 &\div 6月 \\
 &= 8.577165109 \dots\dots \underline{8円}
 \end{aligned}$$

総務省告示第429号(平成18年7月31日)第3条第2項に基づき、同条第1項を準用して、整数未満の端数を切り捨てとした

修正番号単価の算定

【NTT東日本】

1. 算定の考え方

- (1) <算定月> 7月～12月で徴収する見込額の算出(NTT東日本分)。
 (2) (1)で算出された数値を、修正合算番号単価算出時に導き出した
 <算定月> 7月～12月で徴収する見込額で除する。
 (3) 修正合算番号単価に(2)で算出された数値を乗ずる。

(1)

徴収すべき 予定金額	前年度 残余额	<算定月> 6月までの 徴収見込額	<算定月> 7月～12月で 徴収する見込額
イ 補てん対象額 10,767,238,196円 ウ 支援機関事務費 38,853,437円	- エ 581,730,063円	オ・カ <算定月> 1月分 0円 0円 キ・ク・ケ <算定月> 2～6月 (直近の電気通信番号数適用) 4,467,859,897 . 95428円	= 5,756,501,672 . 04572円 (1)

N T T 東 日 本 に 係 る 算 定 数

(2)

徴収すべき 予定金額	前年度 残余额	<算定月> 6月までの 徴収見込額	<算定月> 7月～12月で 徴収する見込額
コ 補てん対象額 18,039,790,825円 サ 支援機関事務費 65,096,348円	- シ 988,498,894円	ス・セ <算定月> 1月分 0円 0円 ソ・タ・チ <算定月> 2～6月 (直近の電気通信番号数適用) 7,485,601,840円	= 9,630,786,439円 (2)

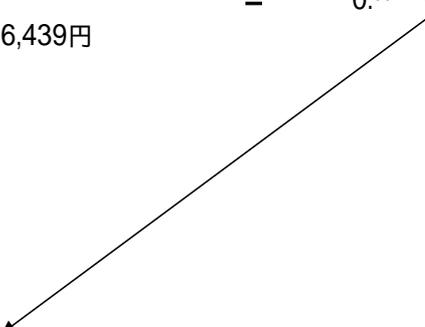
全 体 的 に 係 る 算 定 数

$$\frac{(1)}{(2)} = \frac{5,756,501,672.04572\text{円}}{9,630,786,439\text{円}} = 0.5977187542$$

(3)

修正合算 番号単価
ア 8円

$$\times 0.5977187542 = \underline{4.781750033\text{円}}$$



2. 具体的な算定方法

ア	修正合算番号単価	8円
イ	当該適格電気通信事業者の補てん対象額	10,767,238,196円
ウ	支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額	38,853,437円
エ	当該適格電気通信事業者の前年度残余额	581,730,063円
オ	当該適格電気通信事業者の修正月までの支援機関徴収予定額	0円
カ	当該適格電気通信事業者の修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額	0円
キ	当該適格電気通信事業者に係る番号単価	4.77488383円
ク	直近の算定対象電気通信番号の総数	187,140,046番号
ケ	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月～6月)	5月

コ	補てん対象額の合計額	18,039,790,825円
サ	支援機関の支援業務に係る費用の額	65,096,348円
シ	適格電気通信事業者ごとの前年度残余额の合計額	988,498,894円
ス	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額の合計額	0円
セ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額の合計額	0円
ソ	合算番号単価	8円
タ	直近の算定対象電気通信番号の総数	187,140,046番号
チ	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月～6月)	5月

修正番号単価(NTT東日本)

$$\begin{aligned}
 &= 8 \text{ 円} \times \\
 &\quad \{ 10,767,238,196 \text{ 円} + 38,853,437 \text{ 円} \\
 &\quad - 581,730,063 \text{ 円} \\
 &\quad - 0 \text{ 円} \\
 &\quad - 0 \text{ 円} \\
 &\quad - (4.77488383 \times 187,140,046 \times 5) \} \text{ 左記()} = 4,467,859,897.95428 \\
 &\quad \div \\
 &\quad (18,039,790,825 \text{ 円} + 65,096,348 \text{ 円} \\
 &\quad - 988,498,894 \text{ 円} \\
 &\quad - 0 \text{ 円} \\
 &\quad - 0 \text{ 円} \\
 &\quad - 8 \text{ 円} \\
 &\quad \quad \times 187,140,046 \text{ 番号} \\
 &\quad \quad \times 5 \text{ 月} \\
 &\quad \left. \begin{array}{l} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \end{array} \right\} 8 \times 187,140,046 \times 5 = 7,485,601,840 \\
 &= \underline{4.781750033 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

現行番号単価

$$4.77488383 \text{ 円}$$

【NTT西日本】

1. 算定の考え方

- (1) <算定月> 7月～12月で徴収する見込額の算出(NTT西日本分)。
 (2) (1)で算出された数値を、修正合算番号単価算出時に導き出した
 <算定月> 7月～12月で徴収する見込額で除する。
 (3) 修正合算番号単価に(2)で算出された数値を乗ずる。

(1)

徴収すべき 予定金額	前年度 残余额	<算定月> 6月までの 徴収見込額	<算定月> 7月～12月で 徴収する見込額
イ 補てん対象額 7,272,552,629円	エ 406,768,831円	オ・カ <算定月> 1月分 0円 0円	3,874,284,766.95428円 (1)
ウ 支援機関事務費 26,242,911円		キ・ク・ケ <算定月> 2～6月 (直近の電気通信 番号数適用) 3,017,741,942.04572円	

N T T 西 日 本 に 係 る 算 定 数

(2)

徴収すべき 予定金額	前年度 残余额	<算定月> 6月までの 徴収見込額	<算定月> 7月～12月で 徴収する見込額
コ 補てん対象額 18,039,790,825円	シ 988,498,894円	ス・セ <算定月> 1月分 0円 0円	9,630,786,439円 (2)
サ 支援機関事務費 65,096,348円		ソ・タ・チ <算定月> 2～6月 (直近の電気通信 番号数適用) 7,485,601,840円	

全 体 的 に 係 る 算 定 数

$$\frac{(1)}{(2)} = \frac{3,874,284,766.95428\text{円}}{9,630,786,439\text{円}} = 0.4022812458$$

(3)

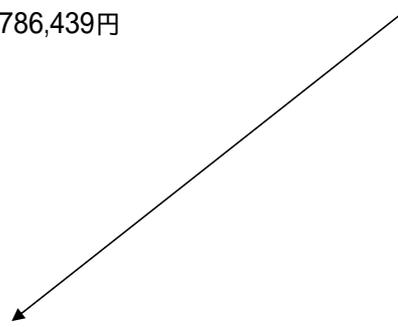
修正合算 番号単価
ア 8円

×

0.4022812458

=

3.218249967円



2. 具体的な算定方法

ア	修正合算番号単価	8円
イ	当該適格電気通信事業者の補てん対象額	7,272,552,629円
ウ	支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額	26,242,911円
エ	当該適格電気通信事業者の前年度残余額	406,768,831円
オ	当該適格電気通信事業者の修正月までの支援機関徴収予定額	0円
カ	当該適格電気通信事業者の修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額	0円
キ	当該適格電気通信事業者に係る番号単価	3.22511617円
ク	直近の算定対象電気通信番号の総数	187,140,046番号
ケ	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月～6月)	5月

コ	補てん対象額の合計額	18,039,790,825円
サ	支援機関の支援業務に係る費用の額	65,096,348円
シ	適格電気通信事業者ごとの前年度残余額の合計額	988,498,894円
ス	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額の合計額	0円
セ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額の合計額	0円
ソ	合算番号単価	8円
タ	直近の算定対象電気通信番号の総数	187,140,046番号
チ	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月～6月)	5月

修正番号単価(NTT東日本)

$$\begin{aligned}
 &= 8 \text{ 円} \times \\
 &\quad \{ 7,272,552,629 \text{ 円} + 26,242,911 \text{ 円} \\
 &\quad - 406,768,831 \text{ 円} \\
 &\quad - 0 \text{ 円} \\
 &\quad - 0 \text{ 円} \\
 &\quad - (3.22511617 \times 187,140,046 \times 5) \} \text{ 左記()} = 3,017,741,942.04572 \\
 &\quad \div \\
 &\quad (18,039,790,825 \text{ 円} + 65,096,348 \text{ 円} \\
 &\quad - 988,498,894 \text{ 円} \\
 &\quad - 0 \text{ 円} \\
 &\quad - 0 \text{ 円} \\
 &\quad - 8 \text{ 円} \\
 &\quad \times 187,140,046 \text{ 番号} \left. \vphantom{\begin{matrix} 8 \\ \times \\ \times \end{matrix}} \right\} 8 \times 187,140,046 \times 5 = 7,485,601,840 \\
 &\quad \times 5 \text{ 月} \\
 &= \underline{\underline{3.218249967 \text{ 円}}}
 \end{aligned}$$

現行番号単価

$$3.22511617 \text{ 円}$$

修正合算番号単価の算定

(参考) **イー・モバイル含む**

1. 算定の考え方

- (1) <算定月> 7月～12月で徴収する見込額の算出。
 (2) (1)で算出された数値を直近の算定対象電気通信番号の総数と修正番号単価適用月数で除する。
 (3) 直近(1月)の算定対象電気通信番号の総数には、2月算定月から新たに負担対象事業者となるイー・モバイル株式会社の130万番号を加えて算定している。

(1)

徴収すべき 予定金額	前年度 残余额	<算定月> 6月までの 徴収見込額	<算定月> 7月～12月で 徴収する見込額
ア 補てん対象額 18,039,790,825円	ウ 988,498,894円	エ・オ <算定月> 1月分 0円 0円	= 9,578,786,439円
イ 支援機関事務費 65,096,348円		カ・キ・ク <算定月> 2～6月 (直近の電気通信番号数適用) 7,537,601,840円	

(2)

9,578,786,439円	÷	修正番号単価 適用月数 (7～12月)	=	修正合算 番号単価
直近(1月)の 算定対象電気通信番号の総数		コ 6月		8.4720...円
ケ 188,440,046番号				

2. 具体的な算定方法

ア	補てん対象額の合計額	18,039,790,825円
イ	支援機関の支援業務に係る費用の額	65,096,348円
ウ	適格電気通信事業者ごとの前年度残余额の合計額	988,498,894円
エ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額の合計額	0円
オ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額の合計額	0円
カ	合算番号単価	8円
キ	直近の算定対象電気通信番号の総数	188,440,046番号
ク	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月～6月)	5月
ケ	直近の算定対象電気通信番号の総数	188,440,046番号
コ	修正番号単価の適用を開始する月から最終算定月(見込み)までの月数(7月～12月)	6月

修正合算番号単価

$$\begin{aligned}
 &= \{ 18,039,790,825円 + 65,096,348円 \\
 &\quad - 988,498,894円 \\
 &\quad - 0円 \\
 &\quad - 0円 \\
 &\quad - (8円 \times 188,440,046番号 \times 5月) \} \text{左記()} = 7,537,601,840 \\
 &\div 188,440,046 \text{ 番号} \\
 &\div 6月 \\
 &= 8.472001787 \dots\dots \mathbf{8円}
 \end{aligned}$$

総務省告示第429号(平成18年7月31日)第3条第2項に基づき算定